

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年3月19日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,818

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

673,857

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,625
姫路市	139,827
尼崎市	129,343
明石市	83,860
西宮市	132,743
洲本市	12,287
芦屋市	26,648
伊丹市	55,918
相生市	8,129
豊岡市	22,426
加古川市	73,383
たつの市	21,135
赤穂市	13,276
西脇市	11,183
宝塚市	64,663
三木市	21,499
高砂市	24,979
川西市	44,046
小野市	13,140
三田市	30,897
加西市	12,187
丹波篠山市	11,469
養父市	6,540
丹波市	17,701
南あわじ市	13,116
朝来市	8,380
淡路市	12,337
宍粟市	10,451
加東市	10,767

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,452
多可町	5,770
稲美町	8,556
播磨町	9,469
神河町	3,185
市川町	3,367
福崎町	5,161
太子町	9,277
上郡町	4,239
佐用町	4,753
香美町	4,888
新温泉町	4,022